

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員
一般選挙における架空転入疑惑及び不正
投票疑惑に関する調査特別委員会経過報告書

第1回目は9月19日に開催し、正副委員長の互選を行い、第2回目より審査に入りました。

まず、審査の前提として、執行部に住民異動の実態や選挙事務などに関する書類の提出を求め、その後、不正があったと思われる投票所の事務従事者に事情を聴きました。

最初に、第3投票所において、入場券再発行の際、本人の言う生年月日が台帳と違っていたという話を聞いたが、そういう事実はあったかどうかという質問に対し、事実はあったが、台帳ミスと思い再発行したという答弁がありました。

また、本人宅に電話を入れたということだが、その結果はどうだったかという質問に対し、翌日電話したところ、家人の話しから本人は投票に行っていないということがわかったということでした。

なお書類審査等については3回目以降行っていくという

方向付けをして散会いたしました。

次に、9月27日に第3回目の委員会を午前10時より、全委員出席、執行部より町長、総務部長、住民課長出席のもと開催いたしました。

まず、前回の要求により提出された書類の説明を求め審査に入りました。

提出された書類はプライバシー問題が絡むため個人名等が抹消されており、これでは実質調査が進まないとの指摘がありました。これに対し、執行部では、県の指示もあり、個人名等は差し控えたということでした。

次に、不正転入の疑いもたれている7ヶ所の転入住民のリストを見ると、実質33名、うち1名が7月1日に転出しているため、32名はすべて町議会議員の選挙の投票日には、藤代町民として該当している。そのうち投票されたのは何人いて、この番号で何番かとの質問に対し、後で選挙人名簿を照合すると個人名が出てきてしまうので、差し控えさせていただきたいとの答弁がありました。

また、32名の方は選挙人名簿に載っていたか、載っていたとすれば何人が投票されたかとの質問に対し、選挙人

名簿には登載してあり、29名の方が投票したとの答弁がありました。

次に、住民基本台帳法に基づく実態調査の結果について報告を求めました。

現在まで調査したのは、高須165番地、宮和田915番地の7、新川143番地、双葉二丁目23番11号の4ヶ所であり、転入先の家主等は、アルバイトとして手伝っていただいた、また、部屋を貸した等々の話しであったとの報告がありました。なお、次回は、個人名入りの書類提出を求め、秘密会にするとということで散会いたしました。

そして、10月4日、午後1時より、全委員出席、執行部より町長、総務部長、住民課長、第15、第16投票所事務従事者の出席のもと、第4回目の委員会を開催いたしました。

まず、第15投票所に行くべきものが、第16投票所に間違えて行ったと聞くが、事実かとの質問があり、これに対し、2名ほどいたという事務従事者の答弁がありました。

さらに、第15投票所においても、入場券の受付番号が記入してあって、消されているものがあったと聞くが、こ

れも事実かとの質問があり、4名前後いたという答弁がありました。

その後は秘密会に入りました。町内7ヶ所に架空転入の疑いがあったと見られる、33名分の住民異動届出書を検査したところ、転入者の署名欄の筆跡が似たものが大半で、特定の人によって、まとめて届け出がされ、組織的に行われた可能性が極めて強いとの意見で一致いたしました。

その他、種々論議はされましたが、調査目的はほぼ達成したという結論に達しました。

今後については、100条調査委員会を設置すべきであるという意見と、司直の手にゆだねるという意見、また、本会議で改めて決を出すという、三つの意見が出されましたが、対処方は次回にすることによって散会いたしました。

そして、10月14日、午後1時より、全委員出席、執行部より町長、総務部長、住民課長出席のもと、第5回目の委員会を開催いたしました。

まず、前回報告できなかった、3ヶ所の実態調査について報告がされました。

その他、諸々の意見は出されましたが、当委員会の検査

は終了したとみなし、前回の委員会で、今後の方向付けとして出された三つの意見についての採決を行いました。その結果、議会で司直に対する要望書を作成し捜査を依頼するという事に決定いたしました。

最終委員会は10月18日に開催し、前回決定された要望書の内容の検討を行いました。